

**狛江市建設業協会**

**会 則**

**【事務局】**

狛江市東和泉1-25-22-105

《岩戸建設株式会社内》

電話 5438-6634

FAX 5438-6638

# 狛江市建設業協会会則

## (名 称)

第1条 本会は狛江市建設業協会と称する。

## (所在地)

第2条 本会は事務局を狛江市東和泉1-25-22-105に置く。  
(岩戸建設株式会社内)

## (目 的)

第3条 本会は会員の繁栄に寄与するため相互の密接な関係を保ち、協力強調して円滑なる事業の促進をはかり、共存共栄の実を挙げ、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会の目的達成のため下記の事業を行う。  
1) 狛江市の災害復旧ならびに水防訓練・防災訓練に対する公共事業に積極的な協力をする。  
2) 工事の施工技術の共同研究。  
3) 会員相互の親睦交流。  
4) 労働災害防止活動の推進。  
5) その他本会目的達成のため理事会において認められた事項。

## (会 員)

第5条 1) 本会の会員は狛江市に本拠を持ち業者としての自覚に富み、他の会員に負担をかけないようにし、会則を遵守して、会の目的達成に強調、努力を惜しまぬ者であること。2) 賛助会員は本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人及び団体で理事会において入会を承認されたものをいう。

## (入 会)

第6条 1) 入会は、会員の推薦により書面で役員会・定例会にて承認し、総会に報告する。  
2) 途中入会者は、月割りで年会費を算出したものと入会金を納入する。

## (退会・除名)

第7条 1) 会員より退会の申し出があり、役員会・定例会においてそれを認めた場合。  
2) 会員の義務を著しく怠った場合総会にはかり、除名とする。

## (役 員)

第8条 1) 本会に次の役員を置く。また、役員として顧問、相談役を置くことが出来る。  
① 会 長 1名  
② 副会長 土木部会長・建築部会長 各1名 計2名  
③ 会 計 1名  
④ 事務局 1名  
⑤ 監査役 1名  
⑥ 顧 問 若干名  
⑦ 相談役 若干名  
2) 役員は会員の互選による。  
3) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

## (役員の仕事)

第9条 1) 会長は本会を代表し、一切の会務を統轄し、総会および役員会の議長となる。  
2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。  
3) 相談役は会長の諮問に応じるとともに、意見を述べる事が出来る。

### (会 議)

#### 第 1 0 条

- 1) 本会議は総会、役員会・定例会とする。
- 2) 総会は、年一回開催し、会長が議長となり事業報告、事業計画、予算、決算の承認、会則の変更、その他重要事項を審議決定する。また、必要に応じて会長は、臨時総会を招集することがある。総会は会員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。
- 3) 役員会は総会に提出すべき議案、会計等の事項の審議を行う。

### (入会金及び会費)

#### 第 1 1 条

- 1) 入会金及び会費の金額は総会にて協議決定する。
- 2) 会費は年 1 回納付する。
- 3) 入会金及び会費はいかなる場合にも返還しない。
- 4) 入会金及び会費は会計が管理し所定の時期に報告する。
- 5) 年度途中の入会者は年会費を月割計算で納入する。

入 会 金            ¥ 2 0 , 0 0 0

年 会 費            ¥ 3 0 , 0 0 0

賛 助 会 費 1 口 ¥ 1 0 , 0 0 0 (1 口 以 上)

### (事業年度)

#### 第 1 2 条

本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

### 付 側

- 1) 会則の改正は総会決議による。
- 2) 本会は顧問、相談役を置くことが出来る。

### (表彰推薦)

#### 第 1 3 条

狛江市技能功労者表彰候補の推薦

技術の振興・発展に尽力され、功績が顕著ある方で以下の条件を満たす方

- ① 技能経験年数 30 年以上
- ② 表彰日現在(11 月 23 日)で 60 歳以上
- ③ 主に市内でその職業に従事している方
- ④ 在籍会員が単独で 8 年以上あること

改正履歴    平成 23 年 5 月 15 日一部改正  
              平成 24 年 5 月 16 日一部改正  
              平成 29 年 4 月 23 日一部改正  
              平成 31 年 4 月 21 日一部改正  
              令和 2 年 4 月 8 日一部改正  
              令和 3 年 4 月 8 日一部改正  
              令和 4 年 4 月 4 日一部改正  
              令和 5 年 4 月 5 日一部改正